

名古屋芸術大学 学部研究生【外国人留学生の方へ】

入学資格

研究生として入学することができる者は、事前に本学指導教員の内諾を得た者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学（短期大学を除く。）を卒業した者又は研究生として入学するまでに大学を卒業見込みの者
- (2) 外国において学校教育における 16 年の課程を修了した者
- (3) 前号までに規定する者と同等以上の学力を有すると認められる者

外国人留学生の場合

上記いずれかに該当する者で、以下の条件をすべて満たしている者

1	日本国籍を有しない者で、私費または国費による修学が可能なる者（特別永住者を除く）
2	出入国管理及び難民認定法に基づき、「留学」の在留資格をもって日本に在留することができる者 ※原則として、入学時に本学入学に支障のない在留資格を取得することができない場合は、入学許可を取り消します。
3	表 1 に記載されている「受験時に必要な日本語能力」のいずれかの基準を満たしている者 ※試験結果は、2021 年 4 月 1 日以降に受験し、出願時までに取り得たものを有効とします。

※日本に在留していない場合：入学時に本学入学に支障のない在留資格を取得することができない場合は、入学許可を取り消します。

表 1 受験時に必要な日本語能力

	試験名	必要スコア(下記の成績以上)
1	日本語能力試験(JLPT)	「N1」または「N2」
2	日本留学試験(EJU)	[科目：日本語]において、 「聴解・聴読解 120 点以上」かつ「読解 120 点以上」
3	BJT ビジネス日本語能力テスト	400 点以上
4	日本語テストシステム J-CAT	250 点以上
5	日本大学連合学力試験 Home Edition (JPUE_HE)	[科目：日本語]において、 JLPT 「N2」相当以上
6	上記に示した試験のスコアと同等の日本語力を有することを証明できる者	

在留資格「留学」の取得について

日本に在留している場合

入学までに在留期限が切れる方は、入学手続と併せて、在留期間の更新が必要です。

在留資格の更新は、在留期間満了日の 3 か月前から可能です。

入学前に速やかに各自で更新手続を行ってください。

在留資格の更新の書類で、所属機関として本学の書類が必要な場合は、入学手続の完了確認後に対応します。

本学が作成する書類（所属機関作成用）を希望される方は、入学手続締切日にかかわらず、合格確認後、速やかに入学手続を完了させて、下記までお問い合わせください。

※原則として、「留学」以外の在留資格を有する場合、入学までに「留学」の在留資格に変更を受けてください。

日本に在留していない場合

外国籍で日本に居住していない(在留資格を持っていない)方は、入学手続と併せて、在留資格の取得が必要です。

「留学」の在留資格申請のためには、まず代理人（名古屋芸術大学）が、日本国内の出入国在留管理庁（入国管理局）に「在留資格認定証明書（COE）」の交付申請を行います。詳細については、合格者へ送付する案内文書で確認してください。

在留資格の申請に必要な資料の作成は、入学手続の完了確認後に対応します。

本学が作成する書類（所属機関作成用）を希望される方は、入学手続締切日にかかわらず、合格確認後、速やかに入学手続を完了させて、下記までお問い合わせください。

※原則として、入学時に本学入学に支障のない在留資格を取得することができない場合は、入学許可を取り消します。

[お問い合わせ先]

広報部国際交流チーム TEL：0568-24-0318 TEL（海外から）：+81-568-24-0318 E-mail：ml-nua@nua.ac.jp

名古屋芸術大学 学部研究生【外国人留学生の方へ】

<出願書類>

出願書類として、次の書類各1通を提出してください。 *は本学所定様式

- (1) 入学願書・受験票・受験副票（顔写真貼付3枚 4cm×3cm）*
- (2) 検定料の振込受領書又は利用明細書のコピー
- (3) 履歴書（顔写真貼付1枚 4cm×3cm）*
- (4) 最終学校の卒業（見込）証明書 ※1
- (5) 最終学校の成績証明書 ※1
- (6) 健康診断書*
- (7) その他各学部が指定する書類（以下のとおり）

●音楽領域

「6. 選考内容」に示された書類等（曲目用紙*、論文、作品等）

●美術領域およびデザイン領域

作品資料集（過去4年間程度のポートフォリオ） ※美術文化創造は除く

※郵送又は宅配便も可（ただし着払いにしないこと）

●芸術教養領域、子ども発達学科

研究計画書*

注1: (4) (5) (6) の書類は、本年度出願時において本学卒業見込み者については提出不要です。

注2: いったん提出された書類は返還しません。（美術領域・デザイン領域の「作品資料集」は除く）

外国人留学生の場合

※1・証明書の原本を提出してください。

- ・日本語または英語表記のものに限ります。

日本語・英語以外の言語で記載されている場合は、大使館などの公的機関で証明した日本語訳または英語訳を原本と一緒に提出してください。

なお、日本語学校に在籍中の方は、日本語学校による証明も可とします。

（※婚姻等の事情により証明書と姓が異なる場合は戸籍抄本を併せて提出してください。）

<以下、外国人留学生のみ提出>

書類名	備考
① 在留資格を証明する書類 ・在留カードのカラーコピー(両面)* ・パスポートのカラーコピー	<ul style="list-style-type: none"> ・在留カードは、裏面に記載がなくともカラーコピーを取ってください。記載がないことを確認します。 (※日本に在留している場合のみ) ・パスポートの身分事項(氏名、顔写真、生年月日、国籍、パスポートの有効期限等)が記載されているページをコピーしてください。 ・A4サイズ用紙にコピーしてください。
② 日本語能力レベルを証明する書類	<p>次のいずれか一つを提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本語能力試験(JLPT)…「認定結果及び成績に関する証明書」の原本、または「合否結果通知書のコピー」、または「日本語能力認定書」のコピー ・日本留学試験(EJU)…「成績確認書」をEJU オンラインから印刷したもの ・その他、出願資格「外国人留学生の場合」の3に該当する試験のスコアを証明できる「成績表」等の原本
③ 留学経費支弁計画および経費支弁書*	所定様式を本学 Web サイトから出力してください。
④ 日本語学校の在籍証明書	日本語学校に在籍中の方のみ提出してください。